

「緊急時移動・宿泊計画策定支援サービス」

公募仕様書

電力広域的運営推進機関

1. 件名

「緊急時移動・宿泊計画策定支援サービス」

2. 目的

電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という）の策定する事業継続計画（以下、「BCP」という）において、有事の実効性を高めるため、災害等発生時等に大阪のBCP拠点（以下、「大阪BU」という：大阪府大阪市北区）への職員派遣に関する交通手段・宿泊場所の確保等をする。

3. 契約期間

契約開始日から、1年間

4. サービス内容

広域機関が必要と判断をした際に、東京地区から大阪BUまでの移動・現地宿泊ホテルの確保を行うための諸手続きを旅行代理店として責任をもって実行するために平時よりホテル・バス事業者との契約および仕組みを構築する。

- (1) 大阪BU拠点立ち上げに際して、職員等が利用する宿泊施設を確保するために、現地ホテルとの契約を締結する。（2～4社、50室程度）
- (2) 大阪BUまでの移動に利用するバス事業者を確保するために、バス事業者との契約を締結する。（3～4社）
- (3) 緊急時移動・宿泊計画策定支援サービスにおける運用マニュアルを作成する。
- (4) 24時間365日稼働のコールセンター（専用ダイヤル）を利用し、コールセンターより東京地区から大阪BUまでの移動・現地宿泊ホテルの手配を行う。

5. 請負者に求められる必須条件（応募書に必須条件を明らかにする書類等を添付願います。）

- (1) 請負者は、第一種旅行業の資格を有すること。
- (2) 請負者は、同様の緊急時移動・宿泊計画策定支援サービスの有償契約において、現時点で10件以上の実績を有すること。
- (3) 請負者は、24時間365日対応可能なコールセンターにおいて当該コールセンター（国内）が被災し稼働不可となる場合を想定し、日本国外でのコールセンター（24時間365日稼働）をバックアップとして有すること。
- (4) 請負者は、(3)のコールセンターを同社内または同社グループ内に有すること。
- (5) 請負者は、国内宿泊施設との契約を12,000件以上有すること。（民泊を除く）
- (6) 請負者は、大阪地区（梅田まで電車等で1時間以内）に宿泊施設との契約を500件以上有すること。（民泊は除く）
- (7) 請負者は、国内バス事業者との契約を1,000件以上有すること。

- (8) 請負者は、緊急時移動・宿泊計画策定支援サービスにおいて事前協定を締結した宿泊施設、バス事業者の提供が不可となった際、上記(3)(4)に基づき、代替手配を講じる仕組みを保持すること。
- (9) 請負者は、プライバシーマークの認証を取得していること。

6. 秘密保持等

- (1) 請負者（再委託先、協力会社含む。以下同じ）は、本業務の履行にあたり知り得た一切の事実又は情報について、何人に対してもその内容を一切公表してはならず、また開示してはならない。
- (2) 請負者は、本業務の履行にあたり知り得た一切の事実又は情報の使用、保存、処分にあたっては、秘密が保持されるよう細心の注意を持って当たらなければならない。
- (3) 請負者は、本業務の履行にあたり、広域機関が提供した資料、データ等は、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- (4) 請負者は、本業務の実施にあたっては、その他個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。
- (5) 上記(1)から(4)については、本業務の委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

7. 損害賠償

請負者は、業務中に生じた諸事故並び第三者に与えた損害に対しては、広域機関の指示に従い、請負者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

8. その他留意事項

(1) 業務の実施

- ① 本契約の履行に伴う一切の付随業務を行うこと。
- ② 本契約の履行にあたっては、柔軟に対応するものとし、広域機関が求める事項は、最大限実現できるよう努めること。

(2) 打ち合わせ・報告等

- ① 請負者は、契約締結後、速やかに広域機関と協議を行い、業務内容について十分な調整を図ること。
- ② 本契約の履行にあたり、請負者は、広域機関と必要な協議及び打合せを行い、誠実に業務を進めること。

(3) 再委託の制限

請負者は、本業務の全部又は主たる一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務遂行上やむを得ない理由により、第三者に一部業務の再委託を行う際は、広域機関と協議のうえ、事前に承諾を得なければならない。

(4)本業務の実施にあたり疑義や変更が生じた場合や、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議の上、業務を進めること。

9. 仕様書の変更について

契約期間内において、広域機関が必要と認めるときは、本仕様及びその他の条件を変更することがある。変更する場合については、広域機関及び請負者双方協議のうえ書面により変更の内容や必要な措置等を定めるものとする。